

6 カ月据置複利定期預金規定

1.〔預入れ〕

6 カ月据置複利定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは、1 口 1 円以上 1,000 万円未満とします。

2.〔預金の支払時期〕

この預金は、預金の全部または一部について、預金者の請求により、預入日の 6 カ月後の応当日(継続したときはその継続日の 6 カ月後の応当日)以後の任意の日(一部支払いをするときは最長預入期限日までの間)に利息とともに支払います。

ただし、一部支払いをするときは、1 万円以上(千円単位)の金額で請求してください。

3.〔預金の解約、書替継続、一部支払い〕

この預金の全部(一部支払いをしたときはその残額)を解約、または書替継続する場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。また、この預金を一部支払いする場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

4.〔自動継続〕

(1)この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限日に自動的に 6 カ月据置複利定期預金として継続します。この場合の継続後の最長預入期限日は、継続日における当行所定の期限によるものとします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(3)継続を停止するときは、最長預入期限日(継続したときはその最長預入期限日)までにその旨を申し出てください。

(4)この預金を一部支払いした場合は、最長預入期限日に、一部支払いした残額について、引続き自動継続の取扱いをします。

(5)上記(1)から(4)の取扱いおよび次に定める利息計算は、継続された預金について最長預入期限日が到来したときも同様とします。

5.〔利息〕

(1)この預金の利息は、解約時(一部支払いをするときは一部支払い時)に預入日から解約日(一部支払いをするときは一部支払いの日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた預入日における当行所定の利(小数点第 4 位以下は切捨てます。)率によって 6 カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。また、継続したときは、継続日以後の利息については、継続日の前日までの利息とは別個に計算するものとし、継続日以後の日数と次の預入期間に応じた

継続日における当行所定の利率によるものとします。

- | | |
|------------------------|-----------|
| ①預入期間が 6 カ月以上 1 年未満の場合 | 6 カ月以上の利率 |
| ②預入期間が 1 年以上 2 年未満の場合 | 1 年以上の利率 |
| ③預入期間が 2 年以上 3 年未満の場合 | 2 年以上の利率 |
| ④預入期間が 3 年以上 4 年未満の場合 | 3 年以上の利率 |
| ⑤預入期間が 4 年以上 5 年未満の場合 | 4 年以上の利率 |
| ⑥預入期間が 5 年の場合 | 5 年の利率 |

(2)最長預入期限日における継続を停止する旨の申し出をしたときは、あわせて払戻請求をしてください。払戻請求が最長預入期限日の後となった場合、最長預入期限日以後の利息は、最長預入期限日から支払日または書替継続日の前日までの日数について、支払日または継続日における普通預金の利率によって計算するものとします。

(3)この預金は、原則として、預入日から 6 カ月後の応当日前日までの間(継続したときは、その継続日から 6 カ月後の応当日の前日までの間)は、解約することはできません。この預金を「定期預金規定(共通規定)」第 5 条第 1 項により 6 カ月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について預入期間が 5 年の場合の利率×5%の利率によって計算し、この預金とともに支払います。(ただし、2024 年 6 月 30 日以前に預入されたものについては解約日における普通預金の利率により計算するものとします。)

(4)この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

以上